

制限付一般競争入札公告

社会福祉法人みのり福祉会の発注する「福祉の里ふれあい会館大規模改修工事」の制限付一般競争入札について、次の通り公告します。

令和 5年 5月 8日
社会福祉法人みのり福祉会
理事長 村田 速実

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 福祉の里ふれあい会館大規模改修工事
- (2) 工事場所 鳥取県倉吉市福守町 449 番地
- (3) 工事概要 大規模改修工事
 - ・工事範囲：大規模改修工事に伴う建築・電気設備・給排水衛生設備・空調換気設備・外構・水道管本管接続等
 - ・構造規模：鉄骨造平屋建
 - ・建物用途：法人本部事務所・会議室・研修室・行事及びイベント会場・災害時避難所等
 - ・敷地面積：1,623.29 m²
 - ・延床面積： 521.83 m²
- (4) 施工期間 契約締結日から令和 5年 12月 25日(月)まで

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 建設業法第 3 条第 6 項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可のうち、調達公告で指定するものを受けていること。
- (3) 平成 30 年鳥取県告示第 289 号及び令和元年鳥取県告示 286 号に基づく、鳥取県建設工事入札参加資格を有する者のうち、鳥取県内に本支店若しくは営業所を有し、建築一般の格付が A ランク以上であること
- (4) 鳥取県から資格(指名)停止措置（不正又は不当な行為を行った入札参加資格を有する者を一定の期間、入札に参加させないこととする措置をいう。以下同じ。）を受けた期間が、当該入札の入札書提出期間の末日から開札日までの期間に含まれていないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者にあつては、当該申立てが行われた日以後の日を審査基準日とする経営事項審査（法第 27 条の 23 第 1

項の審査をいう。以下同じ。)を受け、その結果に基づき、開札日までに改めて入札参加資格を付与されていること。

- (6) 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本、人事面若しくは技術面において強い関連がある者でないこと。この場合における「資本、人事面若しくは、技術面において強い関連がある者」とは、次のいずれかに該当する者とする。

ア 当該受託者と法人税法施行令第4条第2項及び第4項に該当する者（会社）

イ 役員（株式会社の取締役、委員会設置会社の執行役、持分会社の業務を、執行する社員及び法人格のある組合等の理事に限る。以下本条において同じ。）が、当該受託者の役員を現に兼ねている会社

ウ 役員の配偶者及び親子関係にある者が、現に当該受託者の役員の職にある会社

- (7) 入札参加者と直接的かつ継続的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であって、開札日の3月以上前から継続しているものをいう。）にある者（入札参加者自身及びその役員を含む。）のうちに、発注工事の主任技術者又は監理技術者としてその施工期間中配置することができる技術者（調達公告で定める資格を有する者に限る。以下「配置技術者」という。）を有していること。

- (8) 発注工事の現場代理人としてその施工期間中配置することができる者を有していること。

- (9) 配置技術者に同種工事を元請として施工した者の主任技術者、監理技術者又は現場代理人として当該同種工事を施工管理した実績（現場代理人として従事した実績を認める場合については、その施工当時に主任技術者となることができる資格を有する者であったときのものに限る。以下「施工管理実績」という。）があること。

3 制限付一般競争入札参加書類の提出

- (1) 入札参加書類提出期限 公告日から令和5年5月16日（火）午後5時まで。

- (2) 入札参加書類は、次に掲げる書類とし、それぞれに定めるところにより日本工業規格A列4番横書きで作成すること。

ア 制限付一般競争入札参加申込書

イ 会社案内・会社経歴書

ウ 建設業の許可証の写し

エ 令和5年度鳥取県競争入札参加資格ランクを証する書類

オ 当該工事と同種又は類似工事の施工実績を証する書類（工事契約書等）の写し

カ その他調達公告に定める書類

- (3) 提出部数 1部

- (4) 入札参加書類（以下これらを「提出書類」という。）は、土曜日、日曜日を除く平日の午前9時から午後5時（提出期間の末日にあつては午後4時）までの間に、必要部数を提出場所に持参、郵送等による送達により提出すること。

なお、郵送等による送達による場合は、書留郵便又は信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。

ただし、災害等により提出期限に到達困難と認められる場合は、通信日付印により表示した日を提出日とみなす。

- (5) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、入札参加者の負担とし、提出された提出書類は、返却しない。
- (6) 下記の各項目に該当する入札参加申込みは無効とする。
 - ① 入札参加申込書に不備又は虚偽の記載等があった場合。
 - ② 提出書類の誤字・脱字等により意思表示が不明瞭であるとき。
 - ③ 所定の記名押印の無いとき。印影が不明瞭であるとき。
 - ④ 1社で2通以上の入札参加申込書を提出したとき。
 - ⑤ 入札参加申込みに必要な要件を具備していないとき。
- (7) 提出書類を審査し適不適の結果を、令和5年5月17日（水）までに、メールにて通知する。
- (8) 提出・問合せ先 〒682-0922 鳥取県倉吉市福守町 452
社会福祉法人みのり福祉会 本部事務局総務課 担当：石賀
電話：0858-29-5800 FAX：0858-29-5801
E-mail：honbu-soumu-ka@minorifukusikai.com
※問い合わせは原則メールにてお願いします。

4 現場説明会

- (1) 日 時：令和5年5月18日（木）午前10時00分
- (2) 場 所：鳥取県倉吉市福守町 449 番地 福祉の里ふれあい会館（旧倉吉茶道会館）

5 設計図書等の配布

- (1) 入札参加書類提出者には設計図書等、入札書等書式、図面・仕様書（CD-ROM）を現場説明会開催時又は郵送により配布・貸出をする。配布・貸出は無料とする。
- (2) 配布した図面・仕様書（CD-ROM）は入札日に持参し、返却するものとする。
- (3) 設計図書等の郵送による配布日は、令和5年5月18日（木）とする。

6 設計図書等に関する質問及び回答

- (1) 質問書提出期限 令和5年5月23日（火）正午まで
- (2) 質問書提出先 鳥取県倉吉市南昭和町 92 有限会社アーク設計工房 担当 藤原
- (3) 質問書提出方法 電子メールによる（E-mail：arch@apionet.or.jp）
- (4) 回 答 令和5年5月24日（水）午後5時まで
- (5) 回 答 方 法 全社に電子メールにて送信

7 入札方法等

- (1) 入札方法 制限付一般競争入札
- (2) 予定価格 有（非公開）
- (3) 最低制限価格 無
- (4) 入札保証金 無

8 入札日程等

- (1) 日時 令和5年5月29日（月）
午前11時00分から（5分前までに受付を済ませること）
- (2) 場所 鳥取県倉吉市福守町432-1
社会福祉法人みのり福祉会 利用者・職員交流研修施設：和み庵会議室

9 落札者の決定

- (1) 入札参加者は、第1回目の入札書に記載する入札価格の積算の根拠となる工事費内訳書（別に定めるところに従って作成されたものに限る。以下同じ。）を当該入札の会場に持参し、入札の執行者が求めたときは、直ちにこれを提出すること。
なお、工事費内訳書については、次に掲げる事項に留意すること。
 - ア 提出した工事費内訳書の内容に重大かつ明白な不備がある者又は入札の執行者の求めに応じてその場で工事費内訳書を提出しない者は、失格とする。
 - イ 工事費内訳書は、契約上の権利義務を生じるものではない。
 - ウ 提出された工事費内訳書は、返却しない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額(以下「入札見積金額」という。)から入札見積金額に110分の100を乗じて得た金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者とすべき同額の入札をした者が2以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。その場合の本くじを引く順番を決める予備くじは、五十音により早い名称の者から行うものとする。
- (4) 第1回目の入札において落札予定者がいないときは、直ちに3回を限度として再度の入札を行う。
- (5) (1)に掲げる条件の審査は、開札の結果、落札予定者となった者に対して行う。
- (6) 落札者は、落札予定者で(1)に掲げる条件を満たすことが確認された者とする。ただし、落札予定者が次のいずれかに該当するときは、予定価格の範囲内で入札をした他の者のうち最低の価格を提示した者を改めて落札予定者とする。
 - ア 鳥取県から資格(指名)停止措置を受けた期間が、当該入札の開札日から落札決定日までの期間に含まれるとき。

イ その他、その者と本件契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるとき。

- (7) 落札者が契約締結の日（議決を要する工事にあつては、議決の日の翌日）までに資格(指名)停止措置を受けた場合は、その者を失格とし、予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって有効な入札をしたものを改めて落札予定者に決定する。
- (8) 開札前に天災その他やむを得ない事由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めたときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。
- (9) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (10) 当該入札の前に当該入札に関し鳥取県談合情報マニュアル(平成 15 年 2 月 10 日付総第 824 号鳥取県総務部長通知)に定める談合情報があつた場合は、同マニュアル第 2 の 2 の(3)を準用し条件付入札を行う。
- (11) 入札参加資格を有しない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (12) 落札者は落札決定後、課税事業者届出書又は免税事業者届出書を提出すること。

10 入札にあたっての注意事項

- (1) 代理人をして入札させる場合は、委任状を提出すること。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札を辞退するときは、入札辞退届により申し出ること。
- (4) 入札書は必要事項を記入、押印（実印）のうえ提出用封筒に入札書のみを入れ、封をして裏面に社名、所在地、連絡先を記入し、実印にて割り印すること。
- (5) 入札参加にあたっては入札日当日に工事費内訳書を持参すること。また、初度入札における落札者は工事費内訳書を提出すること。ただし、再度入札における落札者、または落札者がいない場合において随意契約を締結することとされた者は、入札金額見積内訳書を後日提出すること。
- (6) 開札は入札書の提出後直ちに行うこととする。
- (7) 入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に違反する行為を行ってはならない。

- (8) 下記の各項目に該当する入札は無効とする。
- ① 入札に参加する資格のない者がした入札
 - ② 郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書をした者がした入札
 - ③ 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
 - ④ 談合その他不正行為があったと認められる入札
 - ⑤ 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札
 - ⑥ 次に掲げる入札をした者がした入札
 - ア 入札書の押印のないもの
 - イ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの
 - ウ 押印された印影が明らかでないもの
 - エ 記載すべき事項の記入のないもの又は記入した事項が明らかでないもの
 - オ 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
 - カ 他人の代理を兼ねた者がしたもの
 - キ 2 以上の入札書を提出した者がしたもの又は 2 以上の者の代理をした者がしたもの
 - ⑦ 前各項目に定めるもののほか、その他公告に示す事項に反した者がした入札
- (9) 入札に参加する者の数が 1 者であるときは、入札を執行しないものとする。ただし、再度入札の場合は、この限りでない。
- (10) その他
- ① 入札を公正に執行することができないと認められた時は、入札を執行しないことがある。
 - ② 一度提出した入札書の書換え、引換え、撤回はできない。
 - ③ 入札時には、当法人の理事、監事、評議員等が立会うものとする。

1.1 契約方法等

- (1) 契約は建設工事請負契約書及び建設工事請負変更契約書の標準書式について（昭和 48 年 11 月 22 日付発管第 385 号鳥取県知事通知）によって行うものとする。
- (2) 請負代金の額が 1000 万円以上の工事については、契約保証金として請負代金の額の 10 分の 1 以上の額を保証する次のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、落札者の入札価格によっては本件契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、当該契約保証金を請負代金の額の 10 分の 3 以上の額とする。
- ア 契約保証金の納付
 - イ 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - ウ 金融機関(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）第 3 条に規定する金融機関をいう。）又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
 - エ 公共工事履行保証証券による保証
 - オ 履行保証保険契約の締結

- (3) 契約の履行については、発注者及び監理者の指示に従うとともに、県等から指導があった場合には従うこと。
- (4) 一括下請負契約を行わないこと。
- (5) 本契約の締結は、理事会の承認を条件に本契約を締結することを明記した建設工事請負仮契約書を締結し、承認後に本契約となるものとする。
- (6) 契約書の作成は落札者が行うものとする。

1 2 支払条件

- (1) 前金払については、請負代金額 1000 万円以上の工事について、請負代金額の 10 分の 4(入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると発注者が認めた場合にあつては、10 分の 2)の範囲内において前金払をする。
また、前金払の額を請負代金の 10 分の 2 にすることに伴う一般管理費等の率の補正を理由とした変更契約は、認めないものとする。
- (2) 落札者は、契約時に中間前金払又は部分払を選択しなければならない。ただし、入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとして発注者が認めた場合には、中間前金払は選択できないものとする。
- (3) 落札者が(2)により中間前金払を選択し、保証事業会社と中間前金払に関し工期を保証期間とする保証契約を締結した場合は、(1)により既に支払った前払金に追加して、請負代金額の 10 分の 2 の範囲内において前金払をする。
- (4) 落札者が(2)により部分払を選択した場合の部分払の回数については、鳥取県建設工事執行規則第 65 条第 4 項の規定を準用する。ただし、(1)及び(2)については、支払年度が指定されている場合においては、別途指定された年度によるものとする。

1 3 その他

- (1) 入札参加者は入札後、この公告、設計図書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。